

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008函第27号	
事故等名	漁船薩捶丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年8月30日17時40分ごろ	
発生場所	北海道函館山立待岬東方約1海里	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月6日函館・地方事故調査官が上磯郡漁業協同組合に対して当時の状況を電話聴取、漁船登録票写し入手 平成20年11月10日船長に対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	漁船薩捶丸 4.64トン 漁船登録番号:HK3-114939 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	負傷者なし	
損傷	船体の損傷なし	
事故等の経過	本船は、北海道上磯漁港を発して漁場向け航行中、平成20年8月30日17時40分ごろ主機が停止して運航不能となり、函館海上保安部に救助を要請した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析	船長が、本船を中古で購入後、取扱いについて十分習得していなかったことと、燃料移送ポンプの点検が不十分であったため、燃料移送ポンプが自動運転されず、サービスタンクが空になって燃料ポンプが空気を吸い込み、主機が停止したが、復旧できなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、船長が本船の機器類の取扱いについて十分習得しておらず、また、燃料移送ポンプの点検が十分でなかったため、主機が停止したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	